

旅行者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行者名	代表者	本社住所			
[1]	観光庁 長官登録 第1516号	(株)キャラバンツアー	郭永成	愛知県名古屋市 中区丸の内3丁目 15番地34号 第 16KTビル602号 室	14日間の業務 停止(東京支 店)	旅行業法第 19条第1項	令和4年7月12日、同月14日から15日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
[2]	観光庁 長官登録 第38号	東武トップツアーズ (株)	百木田 康二	東京都墨田区押 上1丁目1番2号	9日間の業務停 止(広島支店)	旅行業法第 19条第1項	令和4年9月3日に実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
[3]	観光庁 長官登録 第692号	(株)オリオンツアー	浅見 和晶	東京都中央区東 日本橋三丁目10 番6号	14日間の業務 停止(本社営業 所)	旅行業法第 19条第1項	令和4年9月10日及び10月6日に実施した貸切バスを利用した旅行において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。